

デイケアたかおか単位表

通所リハビリテーション

サービス提供時間①9：40～11：00 及び③14：30～15：50（1時間以上2時間未満）

サービスコード	項目		単位数
16 3781	要介護1	通所リハⅢ211	369単位/日
16 3783	要介護2	通所リハⅢ212	398単位/日
16 3785	要介護3	通所リハⅢ213	429単位/日
16 3787	要介護4	通所リハⅢ214	458単位/日
16 3789	要介護5	通所リハⅢ215	491単位/日

サービス提供時間②11：10～14：20（3時間以上4時間未満）

サービスコード	項目		単位数
16 3796	要介護1	通所リハⅢ231	486単位/日
16 3797	要介護2	通所リハⅢ232	565単位/日
16 3798	要介護3	通所リハⅢ233	643単位/日
16 3799	要介護4	通所リハⅢ234	743単位/日
16 3800	要介護5	通所リハⅢ235	842単位/日

サービス提供時間（一日型）9：50～16：00（6時間以上7時間未満）

サービスコード	項目		単位数
16 3806	要介護1	通所リハⅢ261	715単位/日
16 3807	要介護2	通所リハⅢ262	850単位/日
16 3808	要介護3	通所リハⅢ263	981単位/日
16 3809	要介護4	通所リハⅢ264	1,137単位/日
16 3810	要介護5	通所リハⅢ265	1,290単位/日

サービスコード	項目		単位数
16 5301	通所リハ入浴介助加算Ⅰ	入浴介助を行った場合（1回）	40単位/回
16 5303	通所リハ入浴介助加算Ⅱ	入浴介助を行った場合（1回）	60単位/回
16 5608	通所リハビリテーションマネジメント加算（イ）	通所リハマネジメント加算11	同意日に属する月から6か月以内 1か月につき
16 5609		通所リハマネジメント加算12	同意日に属する月から6か月以降 1か月につき
16 5619	通所リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	通所リハマネジメント加算21	同意日に属する月から6か月以内 1か月につき
16 5620		通所リハマネジメント加算22	同意日に属する月から6か月以降 1か月につき
16 5631	通所リハビリテーションマネジメント加算（ハ）	通所リハマネジメント加算31	同意日に属する月から6か月以内 1か月につき
16 5632		通所リハマネジメント加算32	同意日に属する月から6か月以降 1か月につき
16 5640	通所リハビリテーションマネジメント加算4	通所リハマネジメント加算4	事業所の医師が説明を行った場合 1か月につき
			270単位/月

サービスコード	項目		単位数
16 5613	短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院日、退所日、要介護認定日から3ヶ月以内の場合算定(1回)	110単位/回
16 6144	通所リハ提供体制加算1 (3時間～4時間)	リハビリテーションに関わる専門職を基準よりも多く配置している場合に算定	12単位/回
16 6147	通所リハ提供体制加算4 (6時間～7時間)	リハビリテーションに関わる専門職を基準よりも多く配置している場合に算定	24単位/回
16 6361	科学的介護推進体制加算		40単位/月
16 6202	口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養面を6か月に1度確認し、情報提供を行った場合に算定	20単位/6か月
16 6201	口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	口腔・栄養面を6か月に1度確認し、情報提供を行った場合に算定	5単位/6か月
16 6116	栄養アセスメント加算	管理栄養士による栄養管理、計画を立てた場合	50単位/月
16 5605	栄養改善加算	低栄養状態にある方に對し栄養改善サービスを提供した場合3か月間月2回まで算定	200単位/回 月に2回まで
16 5606	口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上の取り組みを行った場合に算定	150単位/回
16 5625	口腔機能向上加算Ⅱイ(Ⅱ1)	口腔機能向上の取り組みを行った場合に算定	155単位/回
16 5626	口腔機能向上加算Ⅱロ(Ⅱ2)	口腔機能向上の取り組みを行った場合に算定(リハマネ加算(八)の場合)	160単位/回
16 6257	生活行為向上リハビリ実施加算	開始から6か月以内	1250単位/月
16 5610	重度療養管理加算	要介護3～要介護5であり、医学的な管理の必要な方に対して算定	100単位/回
16 5612	通所リハ送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	-47単位/回
16 6143	通所リハ理学療法士等体制強化加算		30単位/日
16 6106	介護職員待遇改善加算Ⅱ		所定単位数×8.3% を別途加算

※ 豊田市は3級地となるため「1単位=10.83円」となります。